

損害賠償請求に関し刑事手続の成果を利用する制度（諮問事項第一）に関する資料

第1 損害賠償等の請求

- 1 【A案：被告事件，B案：故意の犯罪行為により人を死傷させた罪，強制わいせつ及び強姦の罪，逮捕及び監禁の罪並びに略取，誘拐及び人身売買の罪等に係る被告事件，C案：その他】の被害者又はその相続人は，当該被告事件の第一審の弁論終結前に限り，当該被告事件の係属する裁判所に対し，【A案：損害の回復を求める請求（謝罪広告，盗品の返還等の請求を含む。），B案：訴因を原因とする不法行為に基づく損害賠償の請求，C案：その他】をすることができるものとする。
- 2 1の請求をしようとする者は，その趣旨並びに請求の原因となる訴因及び損害の内容を記載した書面を裁判所に提出しなければならないものとする。
- 3 裁判所は，2に規定する書面の提出を受けたときは，遅滞なく，当該書面の謄本を被告人に送達しなければならないものとする。
- 4 裁判所は，被告事件について無罪，免訴又は公訴棄却等の裁判をしたときは，決定で，1の請求を却下しなければならないものとする。
- 5 4の決定があった場合において，1の請求をした者が当該決定があった日から一定の期間（例えば二週間）以内に1の請求について訴えを提起したときは，当該訴えの提起は，1の請求があった時にあったものとみなすものとする。
- 6 民事に関する審理の時期について

【A案：刑事裁判中に例外的に民事に関する審理を行う考え方

1の請求についての審理は，被告事件について終局裁判を告知するまでは，訴状及び答弁書の陳述のための口頭弁論並びに重ねて出廷することが困難であることが見込まれる刑事に関する鑑定人，証人等について行う1の請求のための証拠調べに限り，行うことができるものとする。

B案：刑事裁判中に民事に関する審理を一切行わない考え方

1の請求についての審理は，被告事件について終局裁判を告知するまでは行わないものとする。

- 7 1の請求に係る事件の当事者は，被告事件について有罪の言渡しがあるまでに，1の請求について合意が成立した場合には，裁判所に対し，犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律第4条に規定する申立てをすることができるものとする。この場合において，当該合意を公判調書に記載したときは，その記載は，裁判上の和解と同一の効力を有するもの

とすること。

第2 審理及び裁判

1 被告事件について有罪の言渡しがあったときは，裁判長は，速やかに，第1の1の請求についての審理のための【A案：口頭弁論，B案：口頭弁論又は審尋】の期日を定めなければならないものとする。

2 第1の1の請求については，特別の事情がある場合を除き，一定の回数（例えば3回程度）以内の期日において，審理を終結しなければならないものとする。

3 刑事判決の拘束力について

【A案：法的拘束力を認める考え方

第1の1の請求についての裁判は，被告事件について言い渡された有罪の判決を原因判決としてしなければならないものとする。

B案：事実上の拘束力を認める考え方

裁判所は，最初にすべき期日において，被告事件の訴訟記録を取り調べなければならないものとする。】

4 第1の1の請求についての裁判は，【A案：判決，B案：決定】によるものとする。

仮に4について決定によるものとした場合には，これに仮執行宣言を付することができるか否か

5 第1の1の請求に係る事件の当事者は，裁判所書記官に対し，当該事件の記録の閲覧若しくは謄写，その正本，謄本若しくは抄本の交付又は当該事件に関する事項の証明書の交付を請求することができるものとする。ただし，当該記録中被告事件の訴訟記録に係る部分の閲覧若しくは謄写又はその正本，謄本若しくは抄本の交付の請求については，裁判所が許可したときに限り，することができるものとする。

第3 通常の民事裁判所への移行

1 裁判所は，第1の1の請求についての審理に日時を要するため第2の2に規定する期日において審理を終結することが困難であると認めるときは，当該請求に係る事件を通常の民事裁判所に移行させることができるものとする。

2 当事者の移行権について

【A案：刑事判決の前後，第1回期日の前後で要件を異にする考え方

(1) 第1の1の請求をした者は，被告事件について終局裁判の告知が

あるまでは、当該請求に係る事件を通常の民事裁判所に移行させる旨の申立てをすることができるものとする。

(2) 第1の1の請求に係る事件の当事者は、被告事件について有罪の言渡しがあった後当該請求についての裁判があるまでの間、当該事件を通常の民事裁判所に移行させる旨の申立てをすることができるものとする。ただし、最初にすべき期日が終了した後には、相手方の同意を得なければならないものとする。

(3) (1)又は(2)の申立てがあったときは、第1の1の請求に係る事件は、通常の民事裁判所に移行するものとする。

B案：常に当事者双方に移行権を認める考え方

(1) 第1の1の請求に係る事件の当事者は、当該事件を通常の民事裁判所に移行させる旨の申立てをすることができるものとする。

(2) (1)の申立てがあったときは、第1の1の請求に係る事件は、通常の民事裁判所に移行するものとする。

C案：常に当事者双方に移行権を認めない考え方】

3 1及び2の規定により第1の1の請求に係る事件が通常の民事裁判所に移行されたときは、当該請求があった時に、当該民事裁判所に訴えの提起があったものとみなすものとする。この場合において、裁判所書記官は、当該民事裁判所の書記官に対し、第1の1の請求に係る事件に関する記録（当該記録中被告事件の訴訟記録に係る部分については、相当でないものを除く。）を送付しなければならないものとする。

第4 不服申立て

【A案：控訴の方法による考え方

1 第1の1の請求に係る事件の当事者は、当該請求についての裁判に対し、控訴をすることができるものとする。

2 第1の1の請求についての裁判に対して控訴があったときは、当該控訴についての審理及び裁判は、民事裁判所が行うものとする。

B案：異議の方法による考え方

1 第1の1の請求に係る事件の当事者は、当該請求についての裁判に対し、異議の申立てをすることができるものとする。

2 第1の1の請求についての裁判に対し適法な異議の申立てがあったときは、当該請求があった時に、通常の民事裁判所に訴えの提起があったものとみなすものとする。この場合において、裁判所書記官は、当該民事

裁判所の書記官に対し，第 1 の 1 の請求に係る事件に関する記録（当該記録中被告事件の訴訟記録に係る部分については，相当でないものを除く。）を送付しなければならないものとする。

- 3 第 1 の 1 の請求についての裁判に対し適法な異議の申立てがないときは，当該裁判は，確定判決と同一の効力を有するものとする。】